

入札説明書

「香川運輸支局他で使用する電気」に係る入札公告（令和5年11月28日付）に基づく入札等については、会計法及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等 支出負担行為担当官 国土交通省四国運輸局長 石原 典雄
独立行政法人自動車技術総合機構 四国検査部長 黒川 博之

2. 調達内容

- (1) 件 名 香川運輸支局他で使用する電気
(2) 仕様 等 仕様書のとおり
(3) 履行場所 仕様書のとおり
(4) 契約期間 令和6年4月1日0：00から令和7年3月31日24：00まで
(5) 入札方法

本件は、入札参加に必要な証明書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願（様式3-1）及び紙契約方式承諾願（様式3-2）を提出し、紙入札及び紙契約に代えることができるものとする。

- ①入札書に記載する金額は、あらかじめ当局が別途仕様書において提示する予定電力及び月ごとの予定使用電力量に、入札者が提示する単価を乗じた各月の対価の年間総価額とする。ただし、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。
- ②入札書提出に際しては、内訳書（様式5-2（記載事項を網羅する場合は入札者独自の様式を使用することも可））を添付すること。
- ③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」の「A」、「B」等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが、なされていない者であること。

- (4) 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、四国運輸局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成9年5月30日付官会第1242号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (6) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）
- (7) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (8) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、省CO2化の要素を考慮する観点から、別紙に示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に基づく「適合証明書」（様式6）及び再生可能エネルギー電源の割当計画書（様式7）を提出し基準を満たす者であること。

4. 契約条項等を示す場所

〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館4階
四国運輸局 総務部 会計課 経理係 TEL: 087-802-6717

5. 質問書の提出

入札公告等の内容に質問がある場合は、次に従い書面または電子メールによる質問書を提出すること。（質問書の様式は任意とする。）

- ① 期間 公告の日から入札参加申請書提出期限の前日（土曜、日曜及び祝日を除く）の午前9時から午前12時まで、及び午後1時から午後5時まで
- ② 場所 四国運輸局総務部会計課
- ③ 方法 持参又は郵送、電子メール (skt-kaikei-gaibu-touroku@gxb.mlit.go.jp)

6. 入札及び開札

(1) 入札参加に必要な証明書等の提出

- ① 入札に参加を希望する者は、以下の（ア）～（エ）に掲げる入札参加に必要な証明書等を電子調達システムを利用して、②の受領期限までに提出しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願（様式3-1）に以下の（ア）（イ）（エ）に掲げる入札参加に必要な証明書等を添付して、四国運輸局総務部会計課経理係へ②の受領期限までに提出すること。

（ア）誓約書（様式1）

（イ）競争参加資格決定通知書（全省庁統一資格）の写し

（ウ）確認書（様式2）

(エ) 「適合証明書」(様式6)及び「特定電源割当計画書」(様式7) ※これに準じた様式も可とする。

② 入札参加に必要な証明書等の受領期限

令和6年1月9日(火) 11時00分(必着)

③ 開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から証明書等に関する説明を求められた場合には、応じなければならない。

④ 入札参加を希望する者が代理人の意思表示により入札参加に必要な証明書等及び入札書の提出を行う場合は、入札手続前までに電子調達システムにおいて委任手続を行うこと。電子調達システムによりがたいため紙入札方式を希望する場合であって、入札参加に必要な証明書等及び入札書の提出を代理人の意思表示により行う場合は、委任状(別紙様式4)を入札手続前までに提出すること。

(2) 入札書の提出

① 電子調達システムによる入札の場合は、当該システムの所定の方法により、④の受領期限までに提出しなければならない。

② 紙により入札書を提出する場合は、様式5による入札書を作成したのち、内訳書を添付してこれを封かんし、封筒の表に入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して、④の受領期限までに四国運輸局総務部会計課経理係に提出しなければならない。

③ 入札書を郵送等により提出する場合は、②を更に封筒に入れる二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書して、④の受領期限までに必着で、四国運輸局総務部会計課経理係あての書留郵便(親展)により提出しなければならない。

④ 入札書の受領期限

令和6年1月15日(月) 15時00分(必着)

(3) 開札

① 開札日時及び場所

令和6年1月16日(火) 11時00分

高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館4階 四国運輸局会議室

② 開札は、紙入札方式による入札者(代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。)を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

③ 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

④ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

⑤ 紙入札方式による入札者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

⑥ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、入札者(代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。)は、当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

- ⑦ 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
- ⑧ 落札決定後に当該契約を辞退する場合には、原則として指名停止措置が講じられるので、注意すること。

7. 入札の参加に必要な証明書等の提出、入札、開札等の注意事項

四国運輸局競争契約入札心得及び四国運輸局電子調達システム運用基準による。なお、当該心得及び運用基準は下記リンクより確認することが出来る。

<https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/content/nyusatsukokoro20221031.pdf>

<https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/content/000003852.pdf>

8. 落札者の決定方法

- (1) 本入札説明書に従い入札書を提出した者であって、本入札説明書3. の競争参加資格及び仕様書に掲げる仕様要件をすべて満たし、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、「四国運輸局電子調達システム運用基準」4-4に記載する「電子くじ」の方法により落札者を決定する。

9. 契約書作成

- (1) 契約書の作成手続は、四国運輸局競争契約入札心得第12条に基づき実施する。
- (2) 電子契約は、電子調達システムで定める手続に従い契約書を作成しなければならない。なお、電子契約によりがたい場合は、紙契約方式承諾願（様式3-2）を提出し、紙契約方式に代えるものとする。

10. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 支払条件
契約代金の支払については、納入検査の終了後、受注者からの請求により、当該支払請求書を受理した日から30日以内に銀行口座への振込により行うものとする。
- (4) 異議の申し立て
入札者は、入札の執行後において、この入札説明書及び仕様書等について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 契約締結日までに令和6年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
- (6) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素		区分		得点
①	令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上	0.425 未満	7 0
		0.425 以上	0.450 未満	6 5
		0.450 以上	0.475 未満	6 0
		0.475 以上	0.500 未満	5 5
		0.500 以上	0.525 未満	5 0
		0.525 以上	0.550 未満	4 5
		0.550 以上	0.575 未満	4 0
		0.575 以上	0.600 未満	3 5
		0.600 以上		0
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 % 以上		1 0
		0 % 超	0.675 % 未満	5
		活用していない		0
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00 % 以上		2 0
		5.00 % 以上	8.00 % 未満	1 5
		2.50 % 以上	5.00 % 未満	1 0
		0 % 超	2.50 % 未満	5
		活用していない		0
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる		5
		取り組んでいない		0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す「適合証明書」（様式6）及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

別紙表「各用語の定義」

用語	定義
① 令和3年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出 係数	<p>「令和3年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策促進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が発表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和3年度供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 (算定方式)</p> $\frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p>

	<p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第四項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス <p>3. 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> <p>令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)=</p> $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <ul style="list-style-type: none"> ① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh）） ② 令和3年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh）） ③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）

	<p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)</p> <p>⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非 FIT 非化石証書の量 (kWh) (ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。)</p> <p>⑦ 令和3年度の供給電力量 (需要端 (kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤+⑥) は、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和3年度の供給電力量 (⑦) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること

	<ul style="list-style-type: none"> ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
--	--

※ この表の定義は、適合証明書及び「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」にのみ適用する。